

学長選考について

本年度末で現学長の4年の任期が満了しますが、次期学長を選考するための、学長選考会議はいまだに開催されていません（事実上、未設置のままです）。この遅延の理由の一つは役員会からの委員の選出が行われなかったからであり、いま一つは委員の一人が亡くなり、その欠員補充が必要になったということです。委員の死亡という不測の事態があったとはいえ、学長選考会議は本来常設の委員会であり、このような遅延は執行部の責任と言わざるを得ません。学長選考会議の速やかな開催が強く求められます。

そして、学長選考の遅延とともに我々がもっとも危惧しているのは「意向投票」が実施されない事態が起こるかもしれないということです。学内投票は憲法23条の「学問の自由」に根拠を持つ、極めて重要な手続きです。しかし、本学でも前回の学長選考会議で一部の委員が主張していたように、意向投票無用論は根強く存在します。現行規則に則った意向投票の実施を求めたいと思います。

さらに、意向投票に示された大学構成員の総意を学長選考会議が「尊重」することを強く求めたいと思います

教職員組合からも大学に対して「申し入れ」が行われていますが、私たちも以下の三点を強く求める声を挙げていく必要があると考えます。

- 1 学長選考会議の速やかな開催
- 2 意向投票の実施
- 3 学長選考にあたっての意向投票結果の尊重

平成23年9月7日

人文学部教授会